

ありがとうございます。これは新刊「12.16不正選挙(リチャード 輿水著)」ご購入をおすすめする広告です。

以下に書籍の宣伝とともに総務省選管が所轄するすべての公職選挙住民国民投票審査の投票場で、あなたの投じた「大切な一票」を選管の役人さんが徒に損なわないように監視する方法が書いてあります。今後すべての投票権の行使を行う機会には、投票場へこのチラシをご持参になって公明正大な日本国民であるあなた様の清き一票の投票を済ませておいでください。

日本国憲法前文「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」にある通り、日本国憲法国民主権の根幹は公正で不正のない国会議員選挙である。

しかるに昨年12月16日衆議院選挙は選管の不正な選挙管理が行われた日本国憲法違反の重大刑事犯罪選挙であった。

日本国憲法を誠実に遵守する我々国民は憲法が主権者国民に保障する基本的人権直接参政権を行使してすべての公職選挙を以下の如く監視し選管行政に違憲な犯罪不正行為がないよう投票開票現場で直接国民監査する。

◎昨年12.16投票場の鉛筆は選管の投票妨害という憲法違反犯行だった。鉛筆文字は開票仕分け機ムサシで機械的に改竄された。選管に鉛筆記入犯罪を止めさせてすべての投票場に油性(ボール)ペンを用意させよ。

◎期日前投票箱は期間中午後8時から翌朝8時まで指紋認証電子ロックで封印して所轄警察署長室金庫に保管せよ。投票日には夜8時まで警察で保管すること。

◎開票仕分け計数機の導入は総務省の随意契約談合公金横領汚職犯罪であるから、各地選管で開票仕分けにムサシ等の票自動仕分け機械を使用すれば総務省の憲法違反と汚職を現行犯で警察へ告発する。

◎仮に開票仕分け機を使用したら必ず公務員の手作業で機械仕分け後の全票目視確認検査を立会人の監視ビデオ全録画のもとで公明正大に行え。この全票手作業目視検査票最終確認を省略すればただちに当該開票場の憲法99条違反選挙妨害罪公務員全員を刑法現行犯逮捕し、主権者国民が直接参政権を行使して警官立ち会いの下すべての開票目視検査確認作業をDVD全録画記録のもとに現場で緊急代行する。

◎投票は同一会場で市民の立ち会い監視全経過ビデオ記録のもとに各会場毎すべて公務員の手作業で行え。

◎各開票所の集計結果を中央選管にファックス送信して中央で全体集計し開票率100%で初めて当選者確定発表せよ。全開票確定前の途中経過には厳重な公務員守秘義務がかかっていることを公務員は忘れるべからず。

◎臆測流布(風評被害)当確速報報道を全テレビ局に対して絶対禁止とし、抜け駆け当確速報報道があれば中央選管公務員守秘義務違反リーク犯行の証明である。その場合直ちに全集計場で開票作業停止中断、それまでの結果破棄し、全開票場で最初から全票公開手作業で徹夜で再計数とする。違法な当確速報したテレビ局は放送免許取消処分につす。

◎各投票開票場で投票時間の恣意的な短縮又は場外に投票者の列があるのに定刻で投票場を閉鎖すれば主権者に対する投票妨害の憲法違反犯罪(内乱罪容疑)であるから、妨害行為公務員を現行犯逮捕したうえですべての来場主権者国民に憲法主権の行使である投票行為を完了せしめよ。これが一票の重みの平等である。

◎国政選挙国民審査実施においては選管はすべての投票用紙に不正流用防止のため日本銀行券と同様に1番から2億番までの機械読み取り通し番号を印刷しなければ、偽札作りと同等の内乱罪である。必ず通し番号印刷せよ。

《憲法99条違反内乱罪選管不正選出憲法違反外患誘致罪国賊総理安倍を憲法70条懲戒罷免せよ!》

《99条違反内乱罪選管1216同日最高裁裁判官国民審査も不正審査である。直ちに再審査せよ!》

《最高裁裁判官国民審査の投票において主権者国民はすべての裁判官を油性ペンでオール×印記入し全員懲戒審査全員罷免せよ!》

以上、日本国主権者勤労納税国民が直接参政権を行使して一筆啓上。

推薦図書「12.16不正選挙」リチャード・コシミズ著 定価1764円(税込)http://richardkoshimizu.at.webry.info/201301/article_87.html

・・・日刊ゲンダイ書評http://photozou.jp/photo/photo_only/196565/180551073

-----附記: 日本国憲法第10章 最高法規-----

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

送信終了

これを受けとった人は3人の知り合いに転送すればあなたと併せて四人しあわせになります。幸せの和FAXでした。